

# 化製場等に関する法律施行条例

昭和59年6月5日  
条例第21号

改正 平成2年3月28日条例第13号 平成14年10月9日条例第52号

へい獸処理場等に関する法律施行条例をここに公布する。

## 化製場等に関する法律施行条例

題名改正[平成2年条例13号]

(趣旨)

第1条 この条例は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正[平成2年条例13号]

(化製場又は死亡獸畜取扱場の設置の許可の申請)

第2条 法第3条第1項の規定により化製場又は死亡獸畜取扱場の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 化製場又は死亡獸畜取扱場の所在地
- (3) 化製場又は死亡獸畜取扱場の區別
- (4) 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
- (5) 死亡獸畜取扱場にあつては、死亡獸畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの區別
- (6) 施設(埋却を行う死亡獸畜取扱場にあつては、その区域)の構造設備の概要
- (7) 法第4条各号に掲げる場所に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、化製場又は死亡獸畜取扱場の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

一部改正[平成2年条例13号]

(化製場又は死亡獸畜取扱場の変更の届出事項)

第3条 法第3条第2項の規定による条例で定める変更の届出を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
- (2) 死亡獸畜取扱場にあつては、死亡獸畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの區別

一部改正[平成2年条例13号]

(化製場又は死亡獸畜取扱場に係る申請書記載事項の変更等の届出)

第4条 法第3条第1項の規定により許可を受けた者は、第2条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき(法第3条第2項に該当するときを除く。)、又は化製場若しくは死亡獸畜取扱場の経営を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

一部改正[平成2年条例13号]

(化製場又は死亡獸畜取扱場の構造設備の基準)

第5条 法第4条の規定による条例で定める化製場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 規則で定める基準に適合する原料貯蔵室及び化製室が設けられていること。
- (2) 規則で定める基準に適合する汚物だめ及び汚水の浄化装置(汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合を除く。)が設けられていること。
- (3) 汚物だめの周辺の地面は、不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で被覆されていること。
- (4) 規則で定める基準に適合する排水溝(原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずるもの)が設けられていること。
- (5) 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。

2 法第4条の規定による条例で定める死亡獸畜取扱場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場の構造設備は、次に掲げる要件を備えていること。  
ア 規則で定める基準に適合する解体室が設けられていること。  
イ 規則で定める基準に適合する汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ及び汚水の浄化装置を設けることを要しない。

ウ 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面は、不浸透性材料で被覆されていること。

エ 規則で定める基準に適合する排水溝(解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずるもの)が設けられていること。

オ 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。

(2) 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場(以下「埋却場」という。)の構造設備は、次に掲げる要件を備えていること。

ア 障壁等により他の区域と区画されていること。

イ 立札その他当該区域が埋却場である旨及び当該区域を明示する設備が設けられていること。

(3) 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場の構造設備は、次に掲げる要件を備えていること。

ア 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。

イ 燃焼により発生する臭気を処理することができる適当な高さの煙突が設けられていること。

一部改正[平成2年条例13号]

(化製場又は死亡獣畜取扱場に係る衛生上必要な措置)

第5条の2 法第5条第4号の規定による条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 化製場においては、次の措置を講ずること。

ア 獣畜の肉等(悪臭を発散しないものであつて、昆虫の付かない方法で速やかに天日乾燥できるものを除く。)を原料とする化製は、化製室で行うこと。

イ 獣畜の肉等の化製作業中は、化製室の出入口及び窓を開放しないこと。

ウ 悪臭を発散する製品(半製品を含む。)は、原料貯蔵室で保管すること。

エ 汚水の処理を十分にすること。

(2) 死亡獣畜取扱場においては、次の措置を講ずること。

ア 死亡獣畜は、速やかに解体し、埋却し、又は焼却すること。

イ 死亡獣畜の解体は、解体室で行うこと。

ウ 解体した死亡獣畜の肉等は、ふたの付いた容器に入れること。

エ 死亡獣畜の解体作業中は、解体室の出入口及び窓を開放しないこと。

オ 死亡獣畜を埋却する場合の穴の深さは、埋却した死亡獣畜から地表面まで1.5メートル以上とし、死亡獣畜の種類及び頭数並びにその埋却の年月日を埋却面に表示すること。

カ 埋却した死亡獣畜は、埋却した日から6月以内は、発掘しないこと。

キ 死亡獣畜の焼却は、完全に行い、燃えさしを残さないこと。

追加[平成14年条例52号]

(準用規定)

第6条 法第8条に規定する施設の設置の許可を受けようとする者については、第2条(第1項第3号及び第5号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあり、同項第6号中「施設(埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域)」とあり、同条第2項中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは「施設」と、同条第1項第4号中「化製場にあつては、製品」とあるのは「製品」と読み替えるものとする。

2 法第8条に規定する施設の設置の許可を受けた者については、第3条(第2号を除く。)及び第4条(第2条第1項第3号及び第5号に係る事項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第2条第1項第2号中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあり、同項第6号中「施設(埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域)」とあり、同条第2項及び第4条中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは「施設」と、第2条第1項第4号及び第3条第1号中「化製場にあつては、製品」とあるのは「製品」と読み替えるものとする。

3 法第8条に規定する施設の構造設備については、第5条第1項の規定(貯蔵の施設の構造設備については、化製室に関する規定を除く。)を準用する。この場合において、同項第1号及び第4号中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

4 法第8条において準用する法第5条第4号の規定による条例で定める衛生上必要な措置については、前条第1号の規定を準用する。この場合において、同号中「獣畜の肉等」とあるのは「魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等」と、「化製」とあるのは「製造又は貯蔵」と、「化製室」とある

のは「製造室」と、「化製作業中」とあるのは「製造作業中又は貯蔵中」と読み替えるものとする。  
一部改正〔平成2年条例13号・14年52号〕

(許可が必要な区域の指定の基準)

第7条 法第9条第1項の規定による条例で定める許可が必要な区域の指定の基準は、次の各号のいずれかに該当する町又は字の区域とする。

- (1) 人口密度が1平方キロメートル当たりおおむね3,000人以上である町又は字
- (2) 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上である町又は字
- (3) 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字  
(許可が必要な動物の種類及び数)

第8条 化製場等に関する法律施行令(昭和31年政令第285号)第1条第9号の規定による条例で定める許可が必要な動物の種類は、七面鳥(30日未満のひなを除く。次項において同じ。)とする。

2 法第9条第1項の規定による条例で定める許可が必要な動物の数は、次の各号に掲げる動物の種類ごとに当該各号に掲げる数とする。

- (1) 牛、馬又は豚 1頭
- (2) めん羊又はやぎ 4頭
- (3) 犬 10頭
- (4) 鶏(30日未満のひなを除く。) 100羽
- (5) あひる(30日未満のひなを除く。)又は七面鳥 50羽

一部改正〔平成2年条例13号〕

(動物の飼養又は収容の許可の申請)

第9条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 施設の所在地
- (3) 動物の種類及び数
- (4) 施設の構造設備の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、当該施設の構造設備を明らかにした図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(動物の飼養又は収容の施設の構造設備の基準)

第10条 法第9条第2項の規定による条例で定める施設の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 鶏又は七面鳥に係る施設にあつては規則で定める基準に適合する汚物だめが、その他の施設にあつては規則で定める基準に適合する汚物だめ及び污水だめ(污水の浄化装置が設けられている場合又は污水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合を除く。)が設けられていること。
- (2) 鶏又は七面鳥に係る施設を除き、規則で定める基準に適合する排水溝(施設から污水だめ、污水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずるもの)が設けられていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

(許可を受けたものとみなされる届出事項)

第11条 法第9条第4項の規定による条例で定める届出事項は、第9条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項とする。

(動物の飼養又は収容の施設に係る衛生上必要な措置)

第11条の2 法第9条第5項において準用する法第5条第4号の規定による条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 牛、馬、豚、綿羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設においては、適宜、昆虫駆除薬品を散布して、昆虫を発生させないこと。
- (2) 鶏、あひる又は七面鳥を飼養し、又は収容する施設においては、次の措置を講ずること。  
ア 鶏ふん又は七面鳥のふん(以下「鶏ふん等」という。)は、速やかに、密閉できる汚物だめに搬入すること。ただし、雨水の防止及び防虫の設備があつて鶏ふん等の天日乾燥を行う場合は、この限りでない。  
イ 乾燥した鶏ふん等は、ふたの付いた容器に収納すること。

ウ 悪臭を発散する飼料の調理、取扱い及び貯蔵は、飼料取扱室で行うこと。

追加〔平成14年条例52号〕

(動物の飼養等に係る申請書記載事項の変更等の届出)

第12条 法第9条第1項の規定により許可を受けた者は、第9条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき、又は動物を飼養し若しくは収容することを停止し若しくは廃止したときは、10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第13条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第3条第1項の規定により化製場の設置の許可の申請をしようとする者 1件につき  
19,000円の範囲内で規則で定める額

(2) 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可の申請をしようとする者 1件につき12,000円の範囲内で規則で定める額

(3) 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可の申請をしようとする者 1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関して同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件につき)6,000円の範囲内で規則で定める額

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成2年条例13号〕

(補則)

第14条 この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第13号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成14年10月9日条例第52号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。